

- 3 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 4 内燃機関を原動機とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車には、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。
 - 5 普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止することができるものとして、当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 6 自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 7 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 8 法七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を第二項から第四項までの基準に適合させるものでなければならない。
- 第四十三条第一項中、「被けん引自動車」を「被けん引自動車」に改め、同条第二項中、「次の」を次項に定める警告器の性能を確保できるものとして、音色、音量等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中、「警告器は、左の」を「自動車の警告器は、警告音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警告音が他の交通を妨げないものとして、音色、音量等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削る。
- 第四十三条の四第一項中、「次の」を「けい光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして、形状、けい光及び反射光の明るさ、色等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第二項中、「であること」を「でなければならない」に改め、同条の次に次の一条を加える。
- （盗難発生警報装置）
- 第四十三条の五 自動車には、盗難発生警報装置（自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。
- 2 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二トンを超える自動車、三輪自動車及び被けん引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 第四十四条第一項中、「被けん引自動車」を「被けん引自動車」に改め、同条第二項中、「第五十八条第一百十一項、第六十四条の二及び第六十七條の二第三十四項」を「及び第六十四条の二」に、「次の」を「運転者が運転者席において自動車の左外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める」に改め、同項ただし書及び同項各号を削り、同条

- 第三項中、「次の」を「運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第四項中、「次の」を「取付位置、取付方法等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第五項及び同条第六項を次のように改める。
- 5 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において告示で定める障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。
 - 6 前項の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 第四十六条第一項中、「次の」を「運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削る。
- 第四十七条第一項第三号中、「別表第一」を「別表」に改める。
- 第五十四条第二項中、「座席定員と第二十四条第二項の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計をこえない」を「告示で定める人数を超えない」に改める。
- 第六十一条の二を次のように改める。
- （ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）
- 第六十一条の二 原動機付自転車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。
- 2 原動機付自転車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を多量に発散しないものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 3 前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 4 原動機付自転車には、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。
 - 5 原動機付自転車の排気管は、発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 第六十二条の二第一項中、「取り付けた」の下に「都若しくは特別区又は市町村の条例で附すべき旨を定められている」を加える。
- 第六十五条を次のように改める。
- （消音器）
- 第六十五条 原動機付自転車（付随車を除く。以下この条において同じ。）は、騒音を著しく発しないものとして、構造、騒音の大きさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 2 内燃機関を原動機とする原動機付自転車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。
- 別表第一中、「第五十八条」を削り、同表を別表とし、別表第二から別表第八までを削る。
- 別記様式第一及び別記様式第二を削る。